

保育所等における虐待等防止及び発生時の 対応等について



大田区こども未来部

保育サービス課保育サービス基盤担当

改正児童福祉法（令和7年法律第29号）により、職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組みが設けられ、令和7年10月1日に施行された。

(1)発見者の通報義務

ア. 虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに都又は区に通報しなければならない。

イ. 通報者への不利益取扱いは禁止。

(2)都や区による事実確認・措置

ア. 所管行政庁は、必要に応じ、事実確認を行う。

イ. 所管行政庁は、必要に応じ、保育所等へ指導・助言等の措置を講ずる。

(3)都による状況公表

ア. 都は毎年度、管内で発生した虐待の状況を取りまとめ、公表する。

イ. 公表する情報

- ・虐待を受けた子どもの性別、年齢、心身の状態像等
- ・虐待の種類
- ・虐待に対して都・区が講じた措置
- ・施設等の種別
- ・虐待を行った職員の職種

(1)身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行

- 具体例
- ・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的に子どもを病気にさせる行為
 - ・打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など

(3)ネグレクト

発達を妨げる著しい減食・長時間の放置、他者による虐待の放置等、業務を著しく怠ること。

- 具体例
- ・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩している子どもに必要な看護等を行わない、子どもを故意に車の中に放置する
 - ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）
 - ・おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする
 - ・泣き続ける子どもに長時間関わらず放置する
 - ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う
 - ・適切な食事を与えない
 - ・別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す
 - ・虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他の子どもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
 - ・他の職員等が子どもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する
 - ・その他職務上の義務を著しく怠る など

(2)性的虐待

わいせつな行為をすること、又はさせること

- 具体例
- ・下着のままで放置する
 - ・必要の無い場面で裸や下着の状態にする
 - ・子どもの性器を触るまたは子どもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む）
 - ・性器を見せる
 - ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）
 - ・子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う
 - ・ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せるわいせつな目的で裸や下着の状態を撮影する など

(4)心理的虐待

著しい暴言・拒絶的対応、心理的外傷を与える言動

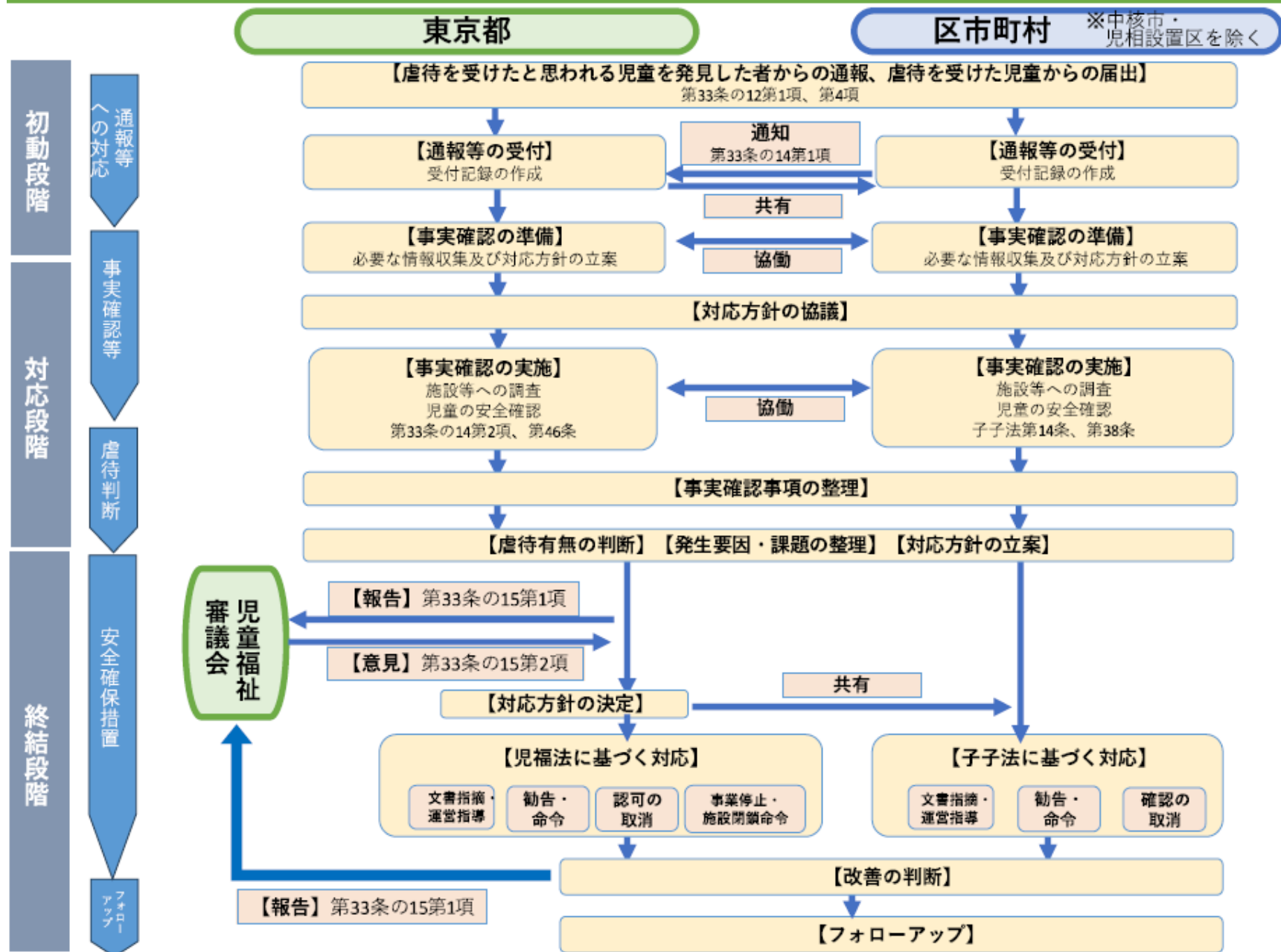
- 具体例
- ・ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど
 - ・他の子どもとは著しく差別的な扱いをする
 - ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど
 - ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、子どもの失敗を執拗に責めるなど）
 - ・子どもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、子どもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど）
 - ・他の子どもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う
 - ・感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

1つ1つの行為が虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得る。日々の行為の延長に虐待があると解するべきである。



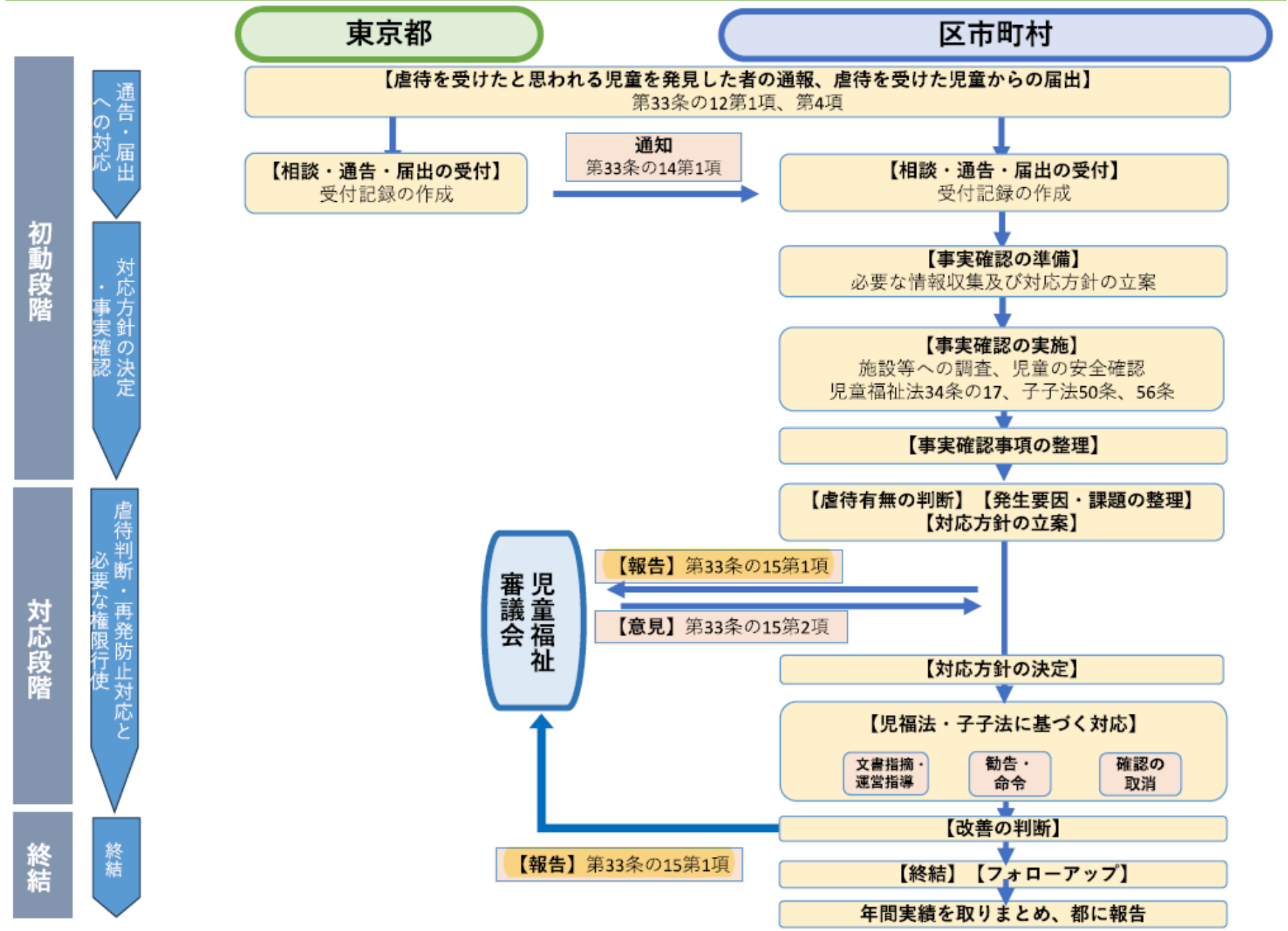
「所管行政庁」とは、各施設や事業について、児童福祉法等に基づく指導監督権限等を有する行政機関を指し、具体的には以下のとおりである。

| 施設・事業 | | 所管行政庁 |
|---|----|------------|
| 保育所 | | 都道府県知事（※3） |
| 幼保連携型認定こども園（※1・2） | | |
| 一時預かり事業 | | |
| 病児保育事業 | | |
| 認可外保育施設 | | |
| 地域型保育事業 （家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型 保育事業、事業所内保育事業） | | 市町村長 |
| 乳児等通園支援事業 | | |
| 幼稚園等（※2・4） | 公立 | 都道府県の教育委員会 |
| | 私立 | 都道府県知事 |



【参考】<所管行政庁が区市町村の施設>対応フロー図（イメージ）

虐待対応の全体像
(所管行政庁が区の場合)



より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等

- こどもの人権擁護の観点から「望ましい」と考えられるかわりができているか、より良い保育に向けた振り返りを行う
- 施設長等が職員間での「対話」が生まれる体制整備や研修等による学びの機会を確保し、「自己評価ガイドライン」の活用や第三者評価等の外部の多様な視点も得て、保育所等に勤務する職員の気づきを促す
- 関係法令等に基づく適正な職員配置を遵守する



職員・保護者・住民等からの通報や相談、情報提供



所管行政庁等に寄せられた通報や相談内容の調査・確認依頼



所管行政庁等へ報告・対応方法等の相談



所管行政庁等へ報告の上、より質の高い保育提供を目指した取組みの実施



所管行政庁等に相談の上、虐待等含む不適切保育に該当するか調査・確認

- こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかわりに改善が見られない場合や事態が悪化している場合、虐待等含む不適切保育に該当するのではないかと思うような事案と感じた場合等に行う



所管行政庁等の指導等を踏まえた対応

- 虐待等含む不適切保育と判断された場合には、行政の指導等を踏まえた対応を行う。
- こども、保護者、職員等に対するケアを行う

右上に続く

右上に続く

虐待等含む不適切保育と疑われる事案に**該当する**と保育所等として確認

虐待等含む不適切保育に**該当しない**と保育所等として確認

所管行政庁等へ報告・対応方法等の相談

所管行政庁等へ報告の上、より質の高い保育提供を目指した取組みの実施

所管行政庁等の指導等を踏まえた対応

- 虐待等含む不適切保育と判断された場合には、行政の指導等を踏まえた対応を行う。
- こども、保護者、職員等に対するケアを行う

(参考) 通報を受け付ける際に確認する事項

- (都では、) 虐待に関する通報を受けた場合、相談受付票等に記入し、虐待の状況や子供の状況、通報者の情報等可能な限り詳細に聞き取り、**虐待通報等受理票に情報を記録する。**
- 以下は、**通報者からの相談・通報を受理する際に最低限確認すべき情報の例**であり、特に、子供の生命や身体等に危険がないか等の子供の状況や虐待の内容については、可能な限り詳細に把握する。
 - ① 虐待を受けていると思われる子供の在籍する園の情報（施設名等）
 - ② 虐待を受けていると思われる子供の性別、年齢
 - ③ 虐待の具体的な状況（虐待の内容、時期、保育所等の対応）
 - ④ 虐待を受けていると思われる子供の心身の状況
 - ⑤ 虐待者と子供の関係、他の関係者との関係
 - ⑥ 相談者、通報者の情報（氏名、連絡先、虐待者や子供との関係等）

※ 匿名を希望する場合等については、適切に配慮する。

区が園に確認したい事項

事案発生時（疑い含む）に区が園に確認したい事項

被害児童・保護者対応等の状況

- どのような行為が行われたか（具体的に）
- 児童にけががあったか（通院状況含む）
- 児童の様子に変化はあるか
- 保護者への説明等対応の状況
- 刑事事件に発展する可能性はあるか

その他

- 法人本部への報告はしているか
- 保護者会等開催予定はあるか
- 防犯カメラの設置があるか
- 不適切保育の園内研修は行っていたか
- その他必要な事項

職員（行為者含む）の状況

- 行為者は勤務を継続しているか
- 行為者は複数で組織的な行為か
- 職員配置基準は満たしているか
- 行為者の処分・指導は行ったか
- 周囲で目撃していた職員はいたか



■ 東京都の虐待等通報・相談窓口の概要

1 開設日

令和7年10月1日（水曜日）

2 通報・相談窓口

ア 電話による受付

03-5320-4545

受付時間：午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く。）

イ Webフォームによる受付（24時間随時受け付けています。）

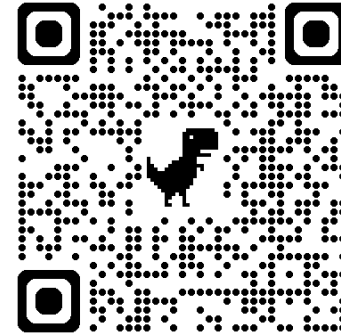
<https://logoform.jp/f/jAH69>

※Webフォームがご利用になれない場合は以下のメールでも受け付けています。

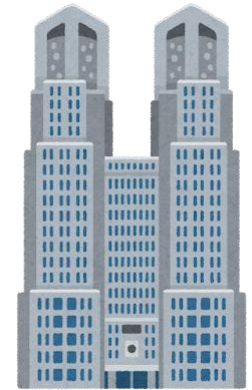
Hoiku_tuuhousoudan@section.metro.tokyo.jp（受信専用メールとなります。）

3 通報・相談を受け付ける施設・事業

右上の二次元コードから確認してください。



都ホームページ
はこちらから



■ 大田区の通報・相談窓口の概要

1 電話による通報・相談窓口

- ・ 担当 : 大田区こども未来部保育サービス課保育サービス基盤担当
- ・ 電話番号 : 03-5744-1727
- ・ 対象者 : 保護者、従事者等全て
- ・ 受付時間 : 開庁日の午前8時30分から午後5時まで

2 メールによる通報・相談窓口

- ・ 送付方法 : 大田区ホームページ内の保育サービス課お問い合わせメールより送信
- ・ 対象者 : 保護者、従事者等全て
- ・ 受付時間 : 24時間 (到達を確認できるのは、開庁日の午前8時30分から午後5時まで)

